

都市計画法 3 2 条協議の様式について

～道路、水路、公園に関する協議～

佐賀市の道路管理課、河川砂防課及び緑化推進課との都市計画法第 3 2 条の協議の様式については、次のとおりとする。

1 第 3 2 条第 1 項、第 2 項の共通様式の新設

第 3 2 条第 1 項（既存の公共施設に関する変更の同意）及び第 2 項（新設する公共施設の管理・帰属協議）が混在する場合でも対応可能な様式を新設する。

(1) **3 2 条協議申請書** ・ ・ ・ **3 2 条協議第 1 項・2 項共通様式「申請書」**

(2) **3 2 条協議書** ・ ・ ・ **3 2 条協議第 1 項・2 項共通様式「協議書」**

※上記様式中の「公共施設の新旧対照表」、添付資料である「土地利用計画図」、「公共施設求積図」等については、道路、水路及び公園すべてを含んだものを使用する。

2 様式の取扱い

道路、水路、公園（管理者の課）ごとに、次の取扱いとする。

(1) 第 3 2 条第 1 項（既存の道路、水路等の廃止、付替え、改変工事）だけの場合

ア この場合は、法定外公共物管理条例第 4 条の許可、道路法第 2 4 条の承認又は河川法第 2 0 条の承認等の手続きが伴うため、当該手続きの許可書等に次の内容を付け加えることで、都市計画法 3 2 条の同意に代えることができるものとする。

○「当該許可等をもって、都市計画法第 3 2 条第 1 項の同意をしたものとする」旨の記載

○1 の新設様式の「公共施設の新旧対照表」

○後述の 3 の条件

イ アによりがたい場合は、1 の新設様式又は「開発許可申請の手引き」による。

(2) 第 3 2 条第 2 項（公共施設の新設）だけの場合

1 の新設様式又は「開発許可申請の手引き」による。

(3) 第 3 2 条第 1 項及び第 2 項の両方の協議が必要な場合

1 の新設様式による。

※新設様式以外で、(1)、(2)の組合せで処理することも可能だが、3 2 条協議について 2 件の処理、様式を使用することになり、煩雑となる。

※(3)の付替え・廃止と新設が併せて出るのは、実態としては、大半が道路だけである。

3 協議書の条件

3 2条協議にあたっては、必要に応じて次の条件を付する。

管理者別	条件
共通	<p>○市に帰属する公共用地を分筆し、分筆後の登記簿謄本（抵当権等所有権以外の権利を抹消後のもの）及び字図並びに所有権移転に関する登記承諾書（印鑑証明書添付）を工事完了公告までに、提出すること。</p> <p>○工事に起因する隠れたる瑕疵に基づく損害及び現状復旧については、完了公告の翌日から2年間開発者において負担すること。</p> <p>○公共施設（道路・公園・水路）内には、工作物等（電柱など）を設置しないこと。</p>
道路管理課 （道路管理者）	<p>○引継ぎ後から市の認定までの間は、開発者において維持管理（事故等の管理責任を含む）を行い、市の認定後から市が維持管理を行うものとする。</p> <p>○引継ぎ後から市の認定までの維持管理費用は、開発者の負担とし、それ以降の費用は市の負担とする。</p> <p>○橋梁、排水管等に伴う法定外公共物占用、道路占用等の許可を受けた場合は、市の認定までに権利譲渡を行うこと。</p> <p>○市の認定については、接続する隣地の開発道路（○○町大字□□字△△◇◇番◇）を市に寄付することを条件とする</p>
緑化推進課 （公園管理者）	<p>○公園について、開発許可までに佐賀市みどりあふれるまちづくり条例に基づく緑化計画の提出を行うこと。</p> <p>○公園の維持・管理について、工事完了公告までに開発公園維持管理協定書を締結すること。</p>
その他	<p>○その他の公共施設の管理に関する必要な手続きを適切に行うこと。</p>